

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案 概要

目的

(第1条)

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

定義

(第2条)

- 防災工事 : 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事
(廃止工事を含む)
- 劣化状況評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価
- 地震・豪雨耐性評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

防災工事等

基本指針

(第3条)

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針を策定。

防災重点農業用ため池の指定

(第4条)

都道府県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定できる。

推進計画

(第5条)

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を策定。

- 【内容】
- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 防災工事等の推進に関する基本的方針 | ② 劣化状況評価の実施に関する事項 |
| ③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項 | ④ 防災工事の実施に関する事項 |
| ⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項 | 等 |

都道府県の援助

(第6条)

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。

土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

[ため池サポートセンター]

財政上の措置

(第7条)

推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について国の必要な財政上の措置

地方債についての配慮

(第8条)

推進計画に基づく事業の経費に充てる地方債について特別の配慮

施行期日、法律の失効、検討

(附則)

施行期日：公布日から6月以内の政令で定める日
法律の失効：令和12年度末
検討：施行後5年を目途とした検討